



## 「年収の壁・支援強化パッケージ」

### 「年収の壁」支援強化の目的は？

社会保険（年金・医療保険）は、会社員の配偶者で一定収入がない方は、被扶養者（第3号被保険者）として、**保険料の負担が免除される。**

もし収入が増加すると、被扶養者（第3号被保険者）でなくなり、**社会保険料の負担が必要となる。**

【現状】扶養の範囲に収めるため就業調整が行う人が多い。

【課題】人手不足、社会保険料の財政難  
【目的】壁を意識せず働ける環境整備

### 「130万円の壁」対策 被扶養者認定の円滑化とは？

#### 〈被扶養者認定・確認の流れ〉

これまでで一時的に収入が増加し、年収が130万円以上となったとしても、状況によっては被扶養者資格は認定・確認されていました。

今回の「130万円の壁」対策では、**この認定・確認の円滑化を目指しています。**

「被扶養者の収入確認に当たっての「一時的な収入変動」に係る事業主の証明書」の様式を厚生労働省が示し、この証明書に基づくことで、被扶養者資格の認定・確認を円滑に行おうとするものです。

ただし、事業主の証明書があれば必ず被扶養者資格は、認定・確認がされるものではありませんので注意が必要です。特に、健康保険組合等の場合は独自のルールがあるため、組合ごとに確認が必要です。

⇒厚生労働省「年収の壁・支援強化パッケージ」  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/taiou\\_001\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/taiou_001_00002.html)

### 「106万の壁」対策・キャリアアップ助成金とは？ （社会保険適用時処遇改善コース）

2023年10月から、キャリアアップ助成金に社会保険適用時処遇改善コースが追加され、手続きが開始しました。

#### (1) 手当等支給メニュー

事業主が労働者に社会保険を適用させる際に、「社会保険適用促進手当」の支給等により労働者の収入を増加させる場合に助成されます。

#### (2) 労働時間延長メニュー

所定労働時間の延長により社会保険を適用させる場合に事業主に対して、労働者1人あたり中小企業で30万円（大企業の場合は22.5万円）の助成が行われます。

従業員間での不均衡の発生、助成金支援期間後の負担増など様々な課題があり、導入には慎重な議論が必要です。

⇒厚生労働省「年収の壁・支援強化パッケージ」  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/taiou\\_001\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/taiou_001_00002.html)

## その他トピックス

### ① 就業規則の周知義務についての再確認（行政通達）

2024年4月から、労働条件明示のルールが変更される。

そもそも就業規則等の周知は、

- ① 常時各作業場の見やすい場所へ掲示し、または備え付ける
- ② 書面を労働者に交付する、
- ③ 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置

今回の労働条件明示のルールの変更により、行政通達が発出され「使用者は、就業規則を備え付けている場所等を労働者に示すこと等により、就業規則を労働者が必要なときに容易に確認できる状態にする必要があるものであること」とされた。必ずしも労働条件の必須の記載事項になったわけではないが、行政通達に従い何らかの方法で労働者に通知しておくことが求められる。

### ② 「企業における懲戒制度の最新実態」調査結果

労務行政研究所による調査結果。調査対象は5,394社。集計対象は調査対象のうち回答のあった225社。事例として「30のケース」が起こったと仮定して、被懲戒者にどのような処分をするのか、過去の事例等から判断して回答いただいた。

【回答結果：「懲戒解雇」を適用するという回答が多かったケース】

- 1位 75.9% 売上金100万円を使い込んだ
- 2位 74.1% 無断欠勤が2週間に及んだ
- 3位 69.4% 社外秘の重要機密事項を意図的に漏えいさせた
- 4位 60.2% 業務に重大な支障を来すような経歴詐称があった
- 5位 59.7% 満員電車で痴漢行為をして鉄道警察に捕まり、本人も認めた
- 6位 59.4% 終業後に酒酔い運転で物損事故を起こし、逮捕された

⇒労務行政研究所「企業における懲戒制度の最新実態」  
<https://www.rosei.or.jp/attach/labo/research/pdf/000085594.pdf>

## 組織改編のお知らせ・新事業のご案内

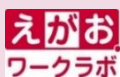
- この度、11月10日に組織を改編し、**“社会保険労務士えがおワークラボ”**を設立いたします。職員全員が新たな気持ちで一層努力していく所存です。今後ともどうぞ宜しくお願い申し上げます。
- 来年1月から新事業として、**“文字起こし事業”**を開始いたします。お気軽にご相談ください。

- 〈一般用〉：講演・インタビュー座談会・会議録など
  - 〈裁判用〉：裁判提出用、裁判用記録音源  
裁判に使用しなくてもそれに準ずる音源
  - 〈専門用〉：学術用など専門的な内容の座談会や講演会
- ※出張録音も承っております。

## 今月の無料相談会

開催	日時・場所	備考
京都	日時：11/9（木）13:00 - 17:00 場所：京都リサーチパーク 4号館3階 BIZ NEXT	※京都会場 次回12月の開催予定は12/7（木）13:00-17:00です。※ご予約不要です。お気軽にお越し下さい。（BIZ NEXT受付へ）
大阪	日時：11/10（金）13:00 - 15:00 場所：グランフロント大阪 北館7階「ナレッジサロン」プロジェクトルーム E	※大阪会場 次回12月の開催予定は12/8（金）13:00-15:00です。※ご予約不要です。お気軽にお越し下さい。（ナレッジサロン受付へ）
東京	日時：11/16（木）10:00 - 17:00 場所：ビジネスエアポート東京	※要予約になります。事前に下記問合せ先までご連絡下さい。

～発行元～



一般社団法人えがお・ワークラボ  
代表理事 上田 恭子  
(特定社会保険労務士、組織力診断士)  
＜スタッフ：社労士5名、行政書士1名、職員13名＞

【本店】〒600-8815 京都市下京区中堂寺粟田町93 KRP4号館3階  
TEL：(075) 352-2848 FAX：(075) 320-3689  
【支店】東京オフィス、大阪オフィス、松山オフィス  
【HP】<https://egaoworklabo.or.jp/>  
【お問合せ先】[info@egaoworklabo.or.jp](mailto:info@egaoworklabo.or.jp)（えがお事務局）